

米子市監査委員告示第4号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年4月11日

米子市監査委員	住	田	篤	美
同	陶	山		晃
同	矢	倉		強

1 監査の対象

市民自治推進課

2 監査の範囲

主として平成22年4月1日から同年12月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成23年2月23日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・矢倉 強

5 監査の概要

市民自治推進課は企画部に所属し、組織は別図のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

- (1) 住民組織に関すること。
- (2) 地縁による団体に関すること。
- (3) まちづくり運動に関すること。

- (4) コミュニティ施設整備の助成に関すること。
- (5) 市政への市民参画の推進及び市民との協働による市政運営の推進に関すること。
- (6) ボランティアセンターに関すること。
- (7) 国際交流に関すること。
- (8) ふるさと納税に関すること。

今回の監査は、当課が担当する業務のうち、予算の執行と経理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

なお、当課における平成22年度の一般会計の歳入歳出予算執行状況（平成22年12月末日現在）は、別表のとおりであった。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務について、関係書類を検算し、及び照合した結果、現金出納簿に記載されていないものがあつた。また、資金前渡を受けた職員ではなく、経理担当職員を資金前渡職員としているものがあつたので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 旅行に関する事務について、関係書類を点検し、及び検算した結果、公用車を使用した旅行について、旅行命令簿に記載されていないもの及び出張復命書が提出されていないものがあつた。また、旅行依頼に基づく旅行について、旅行依頼簿に記載されていないものがあつたので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）、旅行命令簿等の記載について（平成19年12月27日総務部長通知）及び米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ウ 旅費の支出について、支出負担行為日が誤っているものが散見され

- たので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。
- エ 旅行命令簿において、旅費を支給した際に記入すべき支給月日欄がすべて記入されていなかったため、今後、適正に事務処理すること。
- オ 出張復命書において、正当決裁者を誤っているものがあつたので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。
- カ 全国市長会市民総合賠償補償保険金の収入事務について、抽出により関係書類を検算し、及び照合した結果、適正に事務処理されていた。
- キ 証明書交付手数料の収入事務について、関係書類を検算し、及び照合した結果、おおむね適正に処理されていた。
- ク 図書等売りさばきの収入事務について、関係書類を検算し、及び照合した結果、徴収簿における徴収の記録に不備なものがあつたので、今後注意すること。
- ケ 基金積立金利子の収入事務について、関係書類を検算し、及び照合した結果、調定決議書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあつたので、米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。
- コ 助成金及び補助金の収入事務について、関係書類を監査した結果、調定がされていないもの及び調定時期が誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。
- サ 助成金及び補助金の申請に係る所定の事務について、関係書類を監査した結果、補助事業に係る交付申請書の提出、交付内定通知の受理及び交付決定通知の受理に際し、総務部財政課長へ協議されていないものがあつたので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。
- シ 食糧費に関する支出事務について、食糧費支出事前伺書その他関係書類を監査した結果、支出負担行為決議書において、正当決裁者を誤っているものがあつたので、米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、注意すること。
- ス 自治会長事務取扱費の支出事務について、抽出により関係書類を監

査した結果、適正に事務処理されていた。

セ 委託料の支出事務について、関係書類を監査した結果、実施報告書において、検査完了の事務処理がされておらず、また、正当決裁者を誤っているものがあったので、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ソ 補助金の支出事務について、関係書類を監査した結果、補助金等調書に規定された書類が提出されていないもの及び提出はあるものの公式文書によらないものがあった。また、補助事業等実績報告書において、正当決裁者を誤っているものがあったので、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）及び米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

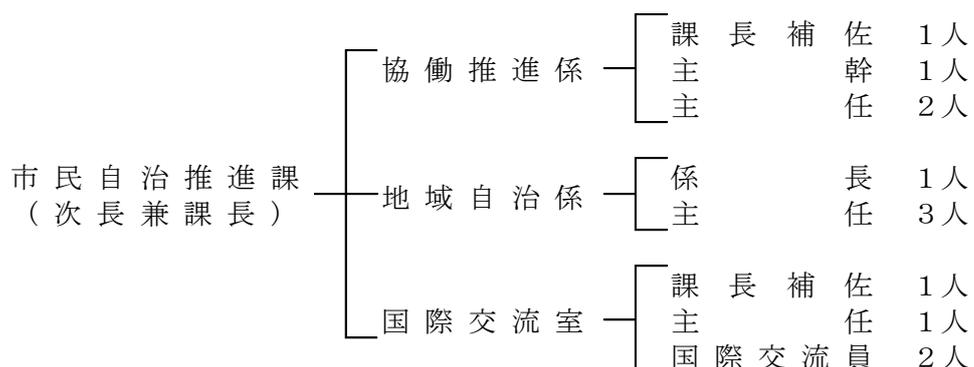
タ 米子市ふるさと納税推進・地元特産品等広告宣伝タイアップ事業負担金の支出事務について、抽出により関係書類を監査した結果、おおむね適正に事務処理されていた。

チ 時間外勤務手当について、支給額の誤っているものがあったので、至急、清算すること。

(2) 物品の管理事務

備品の管理について、個別備品データ一覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、符合しなかったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、速やかに整備すること。

別図 組織図



別表 平成22年度一般会計歳入歳出予算執行状況
(平成22年12月末日現在)

(単位 ; 円 . パーセント)

費目	歳入		(単位 ; 円 . パーセント)			
	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
総務手数料	0	3,850	3,850	0	-	100.0
利子及び配当金	85,000	0	0	0	0.0	-
総務費寄附金	0	34,380,847	34,380,847	0	-	100.0
基金繰入金	19,583,000	0	0	0	0.0	-
雑入	7,561,000	5,152,610	5,152,610	0	68.1	100.0
合計	27,229,000	39,537,307	39,537,307	0	145.2	100.0

(単位 ; 円 . パーセント)

費目	歳出		(単位 ; 円 . パーセント)			
	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
一般管理費	22,574,000	17,807,557	15,909,696	6,664,304	70.5	89.3
企画費	19,354,000	12,270,433	12,002,435	7,351,565	62.0	97.8
諸費	45,563,000	29,273,315	27,892,070	17,670,930	61.2	95.3
合計	87,491,000	59,351,305	55,804,201	31,686,799	63.8	94.0